　 （別紙1）

秘密保持に関する念書

令和5年　　月　　日

学校法人自治医科大学　御中

（住所）

（商号又は名称）

（代表者名） 　　　　　　　印

※委任状にて権限を委任された方でも可。

○○○○株式会社(以下「当社」といいます)は、末尾記載不動産(以下｢本物件｣といいます)の購入検討にあたり、貴学から開示される情報について以下の事項を遵守することを確約します。

第１条（情報の定義）

本書において、｢秘密情報｣とは、口頭、書面、電子媒体(ＣＤ－Ｒ、電子メール等)その他の開示方法を問わず、貴学が当社に開示する本物件に係る一切の情報とします。

第２条（対象外の情報）

前条の定めにかかわらず、本物件に係る次の情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。その後の改正を含む。)（以下「個人情報保護法」といいます）に定義される「個人情報」を除き、当社は本書に定める義務を負わないものとします。

（１）貴学より開示を受けた時点で、既に当社が保有していた情報

（２）貴学より開示を受けた時点で、既に公知であった情報

（３）貴学より開示を受けた後に、当社の責によらず公知となった情報

（４）当社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報

（５）開示された情報によらずして、当社が独自に開発した情報

（６）貴学が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

第３条（情報の使用目的）

当社は、本書における秘密情報を本物件の購入検討の目的（以下「本件目的」といいます）のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用しないことに同意します。

第４条（情報の開示対象）

１．当社は、貴学の事前の書面による承諾なくして、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩せず、秘密として保持するものとします。

２．前項にかかわらず、次に掲げる場合には当社は秘密情報を開示できるものとします。但し、当社はこれらの開示先に対して、本書に定めるものと同等の義務を負わせるものとします。また、（３）の場合は、貴学の求めに応じて、開示先たる第三者について報告するものとします。

（１）本件目的のために開示が必要であると認められる当社の取締役、執行役、監査役、執行役員、従業員。

（２）弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合。

（３）本件目的のために投資家等（投資家および投資家の債権者をいう）の第三者に対して開示する必要がある場合。

３．当社は、官公庁・裁判所・捜査当局・その他の公的機関等から法令若しくは規則またはそれらに基づく決定・命令・指示等に基づいて、開示を求められた場合、これらの機関等に対して秘密情報を開示できるものとします。この場合には、事前又は事後遅滞なく、開示の事実等を貴学に通知します。

第５条（善管注意義務）

当社は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報が本書に反して開示・漏洩されないように措置を講じるものとします。

第６条（情報の返還・破棄）

当社は、貴学から請求のあったとき及び本書が失効したときは、貴学の指示に従いすみやかに秘密情報、及びその複製・コピー等を返還または破棄します。

第７条（損害賠償）

当社及び当社より秘密情報を開示した第三者が故意または過失により本書の各条項に違反し、これに起因して貴学に損害を与えた場合には、当社はその損害を賠償する責を負います。

第８条（有効期間）

本書の有効期間は、本書締結日から１年間とします。ただし、本書失効後も、第３条から第７条まで、及び第１０条から第１３条までの規定については有効に存続するものとします。

第９条（秘密情報の内容）

当社は貴学が秘密情報の内容の正確性・真正性・完全性について何等の保証を行うものではないことを了承します。

第１０条（個人情報保護）

１．当社は、貴学から開示を受けた秘密情報に個人情報が含まれる場合、個人情報の取扱にあたり、個人情報保護法等を遵守し、安全管理措置を講じます。

２．当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、貴学にその旨を通知して、速やかに必要な対応策を貴学と協議し、事態解決に向け協力します。

第１１条（準拠法）

本書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第１２条（管轄裁判所）

本書に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第１３条（協議）

本書に定めのない事項、あるいは本書に関し疑義が生じた事項については、貴学と誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

以　上

【不動産の表示（登記記録記載による）】

土地

所在　下野市祇園三丁目

地番　2番2

地目　宅地

地積　5,314.75㎡

建物①

所在　下野市祇園三丁目2番地2

家屋番号　2番2の1

種類　共同住宅

構造　鉄筋コンクリート造スレート葺5階建

床面積　1階　362.12㎡　2階　346.72㎡　3階　346.72㎡　4階　346.72㎡

5階　346.72㎡

建物②

所在　下野市祇園三丁目2番地2

家屋番号　2番2の2

種類　共同住宅

構造　鉄筋コンクリート造スレート葺4階建

床面積　1階　424.87㎡　2階　417.17㎡　3階　417.17㎡　4階　417.17㎡

以下余白